

キャリア支援通信

～ 架け橋 ～

第3号 高等部版

長良特別支援学校

キャリア支援部

R2年9月30日

今年の夏は猛暑のため屋外に出ることに危険すら感じた夏でした。その後は台風に見舞われ、非常に激しい雨をこの岐阜でも経験することになりました。ようやく秋めいた気候に変わってきましたが、今後は朝夕の気温差が激しくなる季節になります。毎日の体調管理に努めていきたいですね。

さて、今回は高等部の各学級の進路学習や、就業体験・キャリア実習（施設体験）に向けての取組を紹介させていただきます。最後にお知らせも載せています。合わせてご一読いただければ幸いです。

☆進路に向けた取組（高等部3年1組）

高等部3年1組では、社会福祉基礎の時間を活用し、「全国高等学校 保育技術検定4級」の受験に向けて取り組んできました。受験項目は、「音楽・リズム表現技術」「造形表現技術」「言語表現技術」「家庭看護技術」の4分野です。

例えば「家庭看護技術」では新生児に見立てた保育人形を使って、授乳やゲップをさせる練習をしました。新生児は首が座っていないこと、股関節が弱いことなどに注意して、抱きかかえる必要があります。何度も繰り返しながら一生懸命練習に取り組むことができました。

そして、検定結果は見事合格でした！粘り強く努力する姿勢を、卒業後にも生かせるとうと思います。



☆就業体験に向けた取組（高等部2年2組）

高等部2年2組では、卒業後をイメージし、どんな自分になりたいかを考えました。「卒業後は働きたい」という気持ちから、どんな仕事に興味があるのかについて考え、調べ学習をしました。

仕事内容を調べる中で、「おしゃれなカフェでの仕事に興味がある」「子どもと接する仕事がしたい」ことが分かりました。また、興味がある仕事内容でも、勤務地が遠く通いづらいところにあることを知り、実際に通うことを考えると、自宅から通いやすい勤務地を探すことも大切だと気付きました。興味のある仕事で、実際に通える場所、この2点を中心に、就業体験先を決めています。就業体験の事前打ち合わせに向けては、先方に質問したいことをまとめ、当日は、「出勤時間は何時ですか」「時給はおいくらですか」などの質問をすることができました。

また、就業体験に向けてビジネスマナーの勉強にも取り組んでいます。身だしなみチェック表をもとに、自分の身だしなみを見つめ直しています。また、「わかりやすく相手に伝える練習」「電話のかけ方、受け方」についても勉強中です。日頃からビジネスマナーを意識し、社会人として身に付けていけるよう取り組んでいます。

②マナー ～身だしなみと言葉遣いに気をつけよう♪～

・身だしなみ（服装、髪型など（p12、p28）

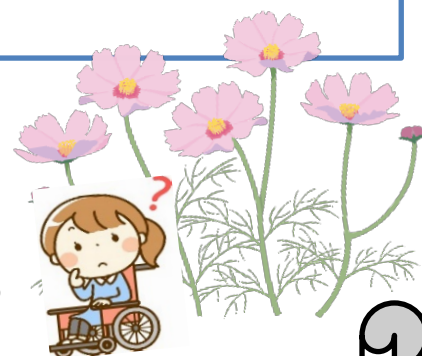
- ☐ 清潔なワイシャツやブラウスですか。
- ☐ リボンがほどけていませんか。
- ☐ ボタンがとれていませんか。
- ☐ 服がクシャクシャではありませんか。
- ☐ アクセサリーを身に付けていませんか。
- ☐ ポケットにいろいろ入っていませんか。
- ☐ 靴を踏んではいませんか。
- ☐ 寝ぐせがついていませんか。
- ☐ 髪はまとめてありますか。
- ☐ 爪は切ってありますか。
- ☐ 歯は磨いてありますか。（口臭）

☆キャリア実習に向けた取組（高等部1年4組）

ここでは、生徒・保護者の皆さんの希望に応じて進めるキャリア実習（施設体験）に向けた取組についてお知らせします。キャリア実習（施設体験）を希望する生徒・保護者の皆さんの中には、希望実習先の候補がすでにある方、実習先を迷っている方がいらっしゃいます。すでに候補がある方には、担任・キャリア支援部の職員が聞き取りを行い、候補先で実習を行うことができるように連絡・調整等を進めています。また、実習先を迷っている方には、懇談時にお聞きした希望に沿うことができそうな施設の情報提供を、担任とキャリア支援部の職員が行っています。

その後、実習の日程等が決まりましたら、『個別の教育支援計画』『個別の指導計画』を基に「実習個人票」を作成することになります。生徒にとってより良い実習となるようご家庭・先方の施設・学校が連携をしながら取り組んでいきたいと考えています。

～お知らせ～



◆岐阜県障がい者福祉の手引きを知っていますか？

令和2年度の岐阜県障がい者福祉の手引きが学校に届きました。この手引きは、障がいのある方が受けることができる福祉サービスや制度の内容、その利用方法等について概略を説明したものです。手帳の交付を受けたい、居住地近くの事業所を知りたい、交通手段の割引等を知りたいなど、障がい福祉に関することが項目ごとに掲載されており非常に便利です。キャリア支援部でもこの手引きを参考にして、実習場所や施設体験の場所を探すなどの活用をしています。必要な方はインターネット上でダウンロードすることができます。ぜひ、一度見ていただければと思います。

◆18歳になると福祉サービスを受けるための手続きが必要となります。

18歳以上で福祉サービスを受けるためには、新たに手続きが必要となります。原則ご自宅で聞き取りの調査が行われ、障がい支援区分といわれる1～6の区分によって利用できるサービスの内容や支給量が決定されます。区分は数字の数が大きいほど支援の必要度が上がります。その後、相談支援専門員がサービスの計画案を作成する流れとなります。詳しいことは、市の障がい福祉課や当校キャリア支援部職員にお尋ねください。